

# 5月 西汗駐在所だより



下野警察署 TEL 0285-52-0110

西汗駐在所 TEL 0285-56-4585

## SNSを利用し投資などの名目で金銭をだまし取る詐欺に注意

SNS型投資詐欺は、投資アプリに誘導するなどし、架空の投資をさせ、金銭をだまし取る手口です。

犯人は、「絶対に儲かる」「教えてあげる」「一緒にやりませんか」などと言葉巧みに誘い込み、「著名人になりすます」「偽投資アプリを使う」「嘘の利益の画像を送信する」など偽りの情報で信用させるなどし、様々な方法を使って金銭をだまし取ってきます。

- インスタグラムやフェイスブックの広告から、「暗号資産取引で儲かった。あなたも一緒にやりませんか。」
- 有名実業家を名乗るラインのグループに誘導され「〇〇（著名人）のおかげで資産が増えた。外貨取引で確実な利益が見込める。」
- お金の出金を求めると、さらなる要求が！「出金するためには、違約金が必要。税金を納めないと出金ができない。」
- 突然のメッセージ、電話から、「〇〇というAIを使うことで楽に利益が得ますよ。」

- ☆ その著名人をかたる人は、本物ですか？
  - ☆ 会ったこともない人の個人名義の口座に、送金できますか？
  - ☆ SNSなどでやりとりしただけの人を、本当に信用できますか？
- 安易な投資、ダメ、絶対。「絶対に儲かる」は詐欺！**



## 自転車の安全で適正な利用の促進について

- ☆ **自転車に乗る時は、ヘルメットをかぶりましょう**  
自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約半数は、頭部に致命傷を負っています。また、致死率は、非着用が着用比べて約2.4倍高くなっています。自分の命を守るためにも、自転車を利用する全ての方は、ヘルメットを着用しましょう。

- ☆ **自転車運転者講習について**  
自転車運転中に危険行為を繰り返す（3年のうちに2回）と、自転車運転者講習の対象となります。講習の対象となり受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金となります。自転車を運転する際のルールを遵守し、交通事故を防止しましょう。

### ☆ 自転車運転者講習の対象となる危険行為

|                         |                              |                       |
|-------------------------|------------------------------|-----------------------|
| <b>信号無視</b><br>         | <b>遮断踏切立入り</b><br>           | <b>指定場所一時不停止等</b><br> |
| <b>歩道通行時の通行方法違反</b><br> | <b>制動装置（ブレーキ）不良自転車運転</b><br> | <b>酒酔い運転</b><br>      |



自転車に乗るときの基本ルール

## 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

### その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 妨害運転（交通の危険のおそれ・著しい交通の危険）
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反